

第一六六回

閣第一八号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、五九七人」を「一、六三七人」に、「九一五人」を「九五〇人」に改める。

附 則

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

## 理 由

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事及び判事補の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。